

豊中市（入札形式） 公有財産売却 - 落札後の注意事項

権利移転手続き

入札終了後、落札された方には豊中市より電話およびメールにて権利移転の手続きについて説明がおこなわれます。

必要な費用

契約締結期限までに

契約保証金	納付済みの入札保証金を契約保証金に充当します。「契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書」を契約締結期限までに提出してください。 * 契約保証金は、売買代金納付期限までに豊中市が売買代金の納付を確認できない場合は没収になります。
契約締結期限	令和8年10月29日(木)

代金納付期限までに

売買代金の残金	落札金額＋消費税及び地方消費税（落札金額の10%・1円未満の端数は切り捨て）＋自動車リサイクル券料－契約保証金額（入札保証金額） * 残金は、売買代金納付期限までに納付する必要があります。豊中市から送付する納入通知書により、同通知書裏面記載の金融機関にて納付してください。
売買代金の納付期限	令和8年11月4日(水)午後2時30分まで

ご注意

この契約に伴って必要となる書類郵送料、振込手数料、権利移転登録費、物件の搬送経費、税金等その他一切の費用は、落札者の負担となります。

入札終了後、豊中市は、落札者に権利移転手続きについての説明をしたのち、契約書などの必要書類を送付します。落札者の方は、必要事項を記入・押印し、豊中市へ提出してください。詳しくは、「インターネットによる公有財産売却の手引き」および入札終了後メールで送付する「落札後の手続きについて」をご覧ください。

* 必要書類への押印は、すべて実印（印鑑登録書と同一のもの）を使用してください。

* 郵送の場合は、不着などのトラブルを避けるため、書留などの方法により送付してください。

落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人が引き渡しを受けることができない場合、代理人により引き渡しを受けることができます。その場合、委任状及び代理人の本人確認書面が必要となります。* 落札者が法人で、法人の従業員の方が引き渡しを受ける場合は、その従業員が代理人となり、上記の書類が必要となります。

* 代理人名で所有権の登記をすることはできません。

権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	落札者が売買代金を完納し豊中市が確認した時点で所有権は落札者に移転します。落札者自身により所有権の移転手続きを行ってください。物件の引渡しは、売買代金の完納を豊中市が確認し、売買契約書を締結した後となります。
---------	--

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

契約保証金	契約締結から引渡しまでの間に、豊中市の責に帰することができない事由により売却物件が滅失または、き損した場合には、豊中市に対して売買代金の減免を請求することはできません。
引き渡し条件	売却物件は、落札者が売買代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。 *落札者が法人（法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含みます。）の場合、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減免を請求することはできません。
入札保証金の取り扱い	落札者が契約締結期限までに豊中市と売買契約を締結しない場合、参加申し込み時に納付した入札保証金は没収となります。
契約保証金の取り扱い	売買代金納付期限までに豊中市が売買代金の納付を確認できない場合、契約保証金は没収となります。
使用用途の制限	落札者は、当該物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、または「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に規定する暴力団の事務所の用に使用すること、および無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る使用はできません。このほか、公序良俗、公共の福祉に反する用途に使用することはできません。
移転登記前の使用制限	落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や貸借権などの使用・収益を目的とする権利を設定したり、当該物件を売買などによる所有権の移転をすることはできません。